

会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び 基本設計業務委託プロポーザル募集要項

1 概要

(1) 件名 会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び
基本設計業務委託プロポーザル

(2) 目的

本募集要項は、当該施設等の整備方針策定支援及び基本設計業務にあたり、公募型プロポーザル方式により、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も優れた業者を選定する手続きについて定める。

(3) 施設整備に対する考え方

以下の別紙による

- ・会津若松市公共施設等総合管理計画
- ・会津若松市立行仁小学校等施設整備に向けた基本的な考え方
- ・会津若松市立行仁小学校等施設整備に関する資料

(4) 業務にかかる委託料限度額

30,870千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 プロポーザルを適用する理由及び効果

本業務は、従来の学校建築の手法とは異なり、周辺の公共施設を含め、一体的な整備を行う方法についての検討も併せて実施する予定であり、専門性の高い業務となり、施設配置や、運用方法については様々な手法が考えられることから、プロポーザル方式による業者選定を実施する。

3 審査方式

本プロポーザルは、会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び基本設計業務委託プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）が審査を行う。

委員会において、業者から提出された企画提案書を用いてヒアリングを行い、受託候補者を1者及び次点1者をそれぞれ選定する。

なお、契約者の技術提案書等は、提案者名とともに一般公開する。

4 プロポーザルの実施方法及び地域要件

(1) プロポーザルの実施方法 公募型

(2) 地域要件 設定（市の区域内に主たる事業所を有すること）

5 計画の概要

(1) 対象敷地 行仁小学校

(2) 対象施設 行仁小学校、行仁こどもクラブ、行仁コミュニティセンター及び消防団第3分団基幹消防屯所

（対象施設は、整備方針決定の過程の中で一部除外する場合があります）

(3) 建設予定地 福島県会津若松市行仁町

(4) 敷地面積 行仁小学校 11,983 m²

(5) 案内図・敷地配置図 別紙のとおり

(6) 実施予定工程 (案)

平成 29 年度：整備方針・基本設計、地質調査

平成 30 年度：実施設計

平成 31 年度：校舎・屋内運動場新築工事

平成 32 年度：校舎・屋内運動場新築工事

平成 33 年度：開校予定、旧校舎解体工事、グラウンド整備工事

6 参加資格等

参加者は公募とし、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、以下の事項を充足していることを条件とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成 16 年会津若松市告示第 91 号）第 5 条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）中、「建築設計」に登録があること。
- (2) 市の区域内に主たる事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成 25 年 3 月 22 日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) 一級建築士が 2 名以上所属している建築士事務所であること。
- (7) 本業務に関する技術者（総括責任者及び意匠担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、協力者（協力事務所）は本プロポーザルに参加することができない。
- (8) 協力者（協力事務所）は、本プロポーザルの参加資格について、(6) を除いてすべて満たしていること。
- (9) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成 19 年 12 月 14 日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (10) 本プロポーザルに参加する他の者と資本関係又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

7 失格条項

当プロポーザルにおいて以下の事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 提案書その他提出書類の提出期限を遵守しなかった場合
- (2) 提案書が、募集要項等において指定した方法以外で提出された場合及び提出部数に不足があった場合
- (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び基本設計業務委託プロポーザル選考委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- (5) 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (6) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- (7) 参加者が、複数の「参加意向申出書」を提出した場合
- (8) その他、会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び基本設計業務委託プロポーザル選考委員会が不適格と認める場合

8 プロポーザルスケジュール

日 程	時 間	内 容
6月13日(火)	—	募集要項決裁・公募開始(公告日)
6月23日(金)	10時00分	質問受付締切(随時回答)
7月3日(月)	—	参加意向申出書提出期限
7月7日(金)	—	審査書類受付期限
7月10日(月)	—	審査場所等通知
7月18日(火)	—	審査会(予定)
7月25日(火)	—	審査結果通知(予定)
8月上旬予定	—	契約締結

9 企画提案書について

- (1) 入手方法 会津若松市ホームページからのダウンロードのみとする。
URL <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

(2) 参加意向申出書（様式1）

①提出期限 7月3日（月）教育総務課必着

②提出方法 以下の宛先へ郵送で提出すること。

※直接教育総務課へ持参した場合は、受理しない。

【宛先】事務局：会津若松市教育委員会 教育総務課

住所：〒965-0871 会津若松市栄町5番17号（栄町第2庁舎）

(3) 審査書類（様式2～様式9）

①提出期限 平成29年7月7日（金）会津若松郵便局必着

②提出方法 【参考資料】提案書提出用封筒の作成方法に従い、平成29年6月28日（水）から平成29年7月7日（金）までに会津若松郵便局に到着するよう、簡易書留または一般書留の定型外郵便物として郵送すること。

※郵便局留の保管期間が10日間であるため、厳守すること。

※直接教育総務課へ持参した場合は受理しない。

(4) 辞退方法 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（様式11）を提出すること。辞退届は、教育総務課へ直接持参または郵送のいずれも可とする。

10 提出書類

(1) 企画提案書の様式

（様式1）参加意向申出書

（様式2）企画提案提出書

（様式3）会社概要

（様式4-1）主要業務実績

（様式4-2）主要業務のデザイン

（様式5-1）類似業務実績

（様式5-2）類似業務のデザイン

（様式6-1）総括責任者・主任技術者1

（様式6-2）総括責任者・主任技術者2

（様式7）取組体制説明書

（様式8）協力事務所

（様式9）技術提案書

（様式10）質問書（必要な場合のみ）

(2) 企画提案書作成の注意点

- ・各提案書は、A4判縦左綴じ、片面横書き、文字はゴシック体の12ポイント以上とすること。
※イラスト、イメージ図等の室名・注釈等はゴシック体8.0ポイント以上とすること。
- ・書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ・メール等、電子媒体による提出は認めない。
- ・提出期限後における提出書類の差し替え又は修正は認めない。

(3) 提出部数

①参加意向申出書（様式1） 1部

②審査書類（様式2～様式9） 8部（正本1部、副本7部）

(4) 費用の負担

企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

11 質問書の提出

(1) 提出場所及び方法

質問書（様式 10）を作成し、下記方法で送付すること。

- ・提出場所 事務局：会津若松市教育委員会 教育総務課
電話：0242-39-1302 F A X：0242-39-1460
- ・提出方法 F A Xで提出すること。
なお、教育総務課へF A X受信確認の連絡をすること。

(2) 質問期限

平成 29 年 6 月 23 日（金）10：00 まで必着

(3) 回答方法

「会津若松市ホームページ」に回答を掲載するとともに、各参加者へF A Xで掲載の連絡を行う。

URL <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2017053100012/>

12 資料の入手

(1) 入手先・入手方法

会津若松市ホームページからのダウンロードのみとする。

URL <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2017053100012/>

13 審査方法及び審査基準

(1) 審査

- ・審査日 平成 29 年 7 月 18 日（火）
- ・審査方法 書類審査及びヒアリング審査
- ・結果通知 平成 29 年 7 月 25 日（火）

(3) 審査方法

- ・提出した企画提案書を基に、ヒアリングを行う。
- ・ヒアリングには、3名まで出席が可能。
- ・ヒアリングにより求める内容は、「技術提案書（様式 9）」の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。
- ・提出した技術提案書以外の資料の追加提出は認めない。ただし、技術提案書を拡大したものを持参し、説明を行うことは可能とする。
- ・参加者のヒアリング順序は企画提案書の提出順とする。開始時刻等は企画提案書受取後に伝えるので、指定時間を厳守すること。
- ・プレゼンテーションは、提案書の内容の順に説明する。
- ・プレゼンテーションの時間は 15 分以内。その後、10 分間の質疑応答時間を予定する。
- ・会場には、ホワイトボードを用意するので、その場で技術提案書（拡大したものを含む）に補足説明を加えることは認める。
- ・プレゼンテーションにおいて、プロジェクターを使用する場合は、接続機器（パソコン等）及びデータは持参すること。

※プロジェクター（品番：LP-XU350）、スクリーンは市で用意する

- ・プロジェクターを使用する場合は、参加者が提出した技術提案書及び当該提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。

(4) 技術提案書の提案課題

- ①市の方針に対する考え方の説明
- ②「会津若松市立行仁小学校等施設整備に向けた基本的な考え方」に基づく、対象敷地への施設（行仁小学校、行仁コミュニティセンター、行仁こどもクラブ及び消防団第3分団屯所）の配置、施設の構成・階数についての考え方の提案
- ③地区住民との合意形成の図り方の提案
- ④ライフサイクルコストの削減の提案

(5) 審査基準

審査は、100点を満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目	評価事項	配点 (満点時)
①事務所の実力 (業務経歴等)	類似業務実績	6
	類似業務の受賞実績	6
	技術者の有資格者数	6
②提案チーム能力	取組体制	6
	主任技術者の実績	6
③技術提案書の提案内容	市の施設整備に対する考え方の理解度	15
	施設配置・構成・階数の考え方の提案	15
	地区住民との合意形成の図り方の提案	20
	ライフサイクルコストの削減	10
	提案の独創性・実現性	10
合 計		100

14 選定後の業務内容

市は、受託候補者となった者に整備方針策定支援及び基本設計業務の契約に係る協議を行う。ただし、選定した受託候補者と市との協議が整わなかった場合は、次点者との協議を行う。

- (1) 業務名
会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び基本設計業務委託
- (2) 業務期間
契約締結の日から平成30年3月20日（火）まで
- (3) 業務内容
 - ①整備方針の策定支援
 - ・地区住民との意見交換会に使用する資料作成（施設イメージ図等）
 - ・市が主催する市民等への意見交換会、会議等への参加及び質疑応答（最低2回開催）

②基本設計業務

- ・基本設計図書の作成
- ・設計に関する関係機関との協議
- ・事業に関する概算事業費の積算

※業務の詳細については、受託者と協議を行って決定することとする。

(4) 業務スケジュール

年度	月	市	委託業者	備考
平成29年度	6	プロポーザル公募		整備方針の策定支援及び基本設計業務
	}			
	7	プロポーザル審査会		
	}			
	8	整備方針策定支援及び基本設計業務委託契約	整備方針策定にかかる資料の作成	業者は見積書を提出し、契約を締結 (各施設毎の金額がわかる形で提出) 委託業者は、地区住民との意見交換会等に出席し、意見を整備方針へ反映させる。
	}			
		地区住民との意見交換会		委託業者も出席 (イメージ図の説明・質疑応答)
	9	整備方針決定		対象施設の決定
	}			
	10		基本設計業務	決定した整備方針を踏まえた基本設計とする
	}			
		地区住民との意見交換会		委託業者も出席 (イメージ図の説明・質疑応答)
3		基本設計策定		

(5) その他

- ・対象の施設は、会津若松市立行仁小学校等施設整備方針において決定するため、地区住民との検討を進める中で変更が生じることがある。
- ・設計業務においては、提出した技術提案書等に記載された内容及びヒアリング内容に拘束されないものとする。
- ・本業務にあたる総括責任者及び主任技術者は、原則として「総括責任者・主任技術者（様式6-1、6-2）」に記載された者とし、特別の理由があると認められた場合を除き、変更は認めない。
- ・提出書類の著作権は提出者に属するが、市は、業者選定作業等に必要な範囲において書類を複製することができるものとする。
- ・提出された書類は返却しない。また、市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- ・現地見学会は行わない。
- ・本プロポーザルについて質問等がある場合は、質問書（様式12）を用いて教育総務課へ行うこととし、教育総務課以外への質問、問い合わせ等は禁止する。
- ・市ホームページに掲載している「行仁小学校の改築・複合化に向けた地区検討会ニュース（第1～第3回）」を閲覧し、地区住民の意見を確認したうえで提案すること。

URL:<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016120700025/>